第１１編　　上下水道

1　上水道

(1) 水道事業の沿革

本市水道事業は，昭和２９年５月に創設認可を受け，翌昭和３０年６月から給水を開始した。昭和５４年６月には北千葉広域水道企業団からの浄水受水を開始し，増え続ける水需要に対応しつつ現在までに６回の拡張事業を実施してきた。また，平成１７年３月２８日の沼南町との市町合併に伴い，沼南町水道事業を柏市水道事業に統合した。

令和７年度の業務量については，令和８年３月３１日現在で給水人口にあっては４１６，６９８人，普及率にあっては９４．９％，年間給水量は４２，５２５，８４８㎥であって，県内水道事業体においては，千葉県営水道（千葉県企業局）に次いで２番目の規模となっている。業務量の推移については，節水機器の普及や節水意識の定着が進む一方，１人あたりの給水量が緩やかに増加するとともに，給水人口も増加しており，年間給水量は増加傾向にある。

(2) 事業拡張の経過

事業名	認可等 (目標年度)	起工年月 竣工年月	事業費 (千円)	計画給水 人口(人)	計画最大給水量		水源	給水区域 面積(㎢)
					1日(㎥)	※		
創設	S29.5.20 (S43)	S29.6 S32.9	97,000	20,000	4,000	200	地下水	4.58
同上 変更	S32.9.16 (S43)	S32.10 S34.3	124,000	25,000	5,000	200	〃	4.58
第一次 拡張	S37.3.22 (S45)	S37.4 S42.9	339,448	57,000	20,000	350	〃	15.08
富勢簡 易水道	S40.4.9 (S49)	S40.5 S43.3	28,658	5,000	750	150	〃	2.05
第二次 拡張	S44.1.22 (S53)	S44.4 S54.3	3,301,425	150,000	67,500	450	〃	48.21
同上 変更	S47.11.17 (S53)	S47.11 S54.3	3,301,425	150,000	67,500	450	〃	48.21
第三次 拡張	S49.3.7 (S55)	S49.4 S55.3	2,337,912	234,000	117,000	500	地下水・ 表流水 (受水)	73.00
第四次 拡張	S59.6.28 (H 7)	S59.7 H8.3	13,473,374	289,200	122,500	424	〃	72.93
第五次 拡張	H8.3.29 (H10)	H8.4 H11.3	813,732	300,300	126,300	421	〃	72.91
第六次 拡張	H14.3.29 (H22)	H14.4 H23.3	31,871,650	350,900	145,800	416	〃	72.91
同上 変更	H17.3.28 (H22)	H14.4 H23.3	40,744,604	400,500	169,800	424	〃	114.74
同上 変更	R2.3.26 (R11)			427,150	133,570	313	〃	114.74

※１人１日当たりの量（ℓ）

(3) 給水普及状況

年度	行政区域内人口【A】	行政区域内世帯数	給水人口【B】	給水戸数	普及率【B/A×100】
R5	434,462 人	198,819 世帯	411,804 人	199,444 戸	94.8%
R6	436,545 人	201,923 世帯	414,047 人	202,294 戸	94.8%
R7	438,987 人	205,560 世帯	416,698 人	204,988 戸	94.9%

(4) 給水量及び有収水量

年度	年間給水量	年間有収水量	有収率	1日最大給水量（給水日）	1日平均給水量	1人1日最大給水量	1人1日平均給水量
R5	41,834,692 ㎥	39,570,417 ㎥	94.6%	122,708 ㎥（R5.7.2）	114,302 ㎥	298 リットル	278 リットル
R6	42,204,432 ㎥	39,882,310 ㎥	94.5%	124,765 ㎥（R6.12.31）	115,629 ㎥	301 リットル	279 リットル
R7	42,525,848 ㎥	40,216,050 ㎥	94.6%	124,439 ㎥（R7.12.31）	116,509 ㎥	299 リットル	280 リットル

(5) 現有施設概要（令和７年度）

名称	供用開始	給水能力	水源	敷地面積	備考
第一水源地	S30.6	―	地下水・送水	4,327 ㎡	平成27年3月から配水を休止しているため，給水能力は第三水源地に加えている。
第三水源地	S40.8	36,200 ㎥/日	地下水・表流水受水	20,194 ㎡	表流水は北千葉広域水道企業団からの受水
第四水源地	S46.6	25,500 ㎥/日	地下水・表流水受水	14,110 ㎡	
第五水源地	S49.8	26,600 ㎥/日	地下水・表流水受水	13,754 ㎡	
第六水源地	S63.11	34,900 ㎥/日	表流水受水・送水	10,908 ㎡	北千葉広域水道企業団からの受水・第五水源地からの一部送水
岩井水源地	S53.4	13,300 ㎥/日	表流水受水	12,807 ㎡	北千葉広域水道企業団からの受水

※第二水源地は，昭和５９年１２月に廃止した。

※富勢水源地は，平成２４年１０月に廃止した。

(6) 受水状況

年度	取水量【A】	内　　訳		【B／A×100】
		自己水源	受　水【B】	
R5	41,909,570 ㎥	6,528,058 ㎥	35,381,512 ㎥	84.4%
R6	42,284,241 ㎥	6,787,540 ㎥	35,496,701 ㎥	83.9%
R7	42,610,228 ㎥	6,655,334 ㎥	35,954,894 ㎥	84.4%

(7) 水道料金

使用口径による基本料金と従量料金との合計に１００分の１１０を乗じて算出する。

ア　基本料金（１カ月につき）

口径(㎜)	13	20	25	40	50	75	100	150	200
料金(円)	460	1,240	2,030	6,240	9,200	23,100	49,400	113,000	210,000

イ　従量料金（１カ月につき１㎥当たり）

水量(㎥)	１～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～	公衆浴場用
料金(円)	60	100	155	210	280	370	35

※現行料金は，平成１８年４月１日から実施している。

(8) 給水申込納付金

新しく水道を引いたり，大きい水道メーターの口径に取り替える場合に納付するもので，次の区分による額に１００分の１１０を乗じて算出する。

口径(㎜)	13	20	25	40	50	75	100	150	200
納付金(千円)	82	193	362	1,120	1,700	4,200	9,000	20,000	41,000

※現行料金は，平成１８年４月１日から実施している。

(9) 手数料

ア　設計審査（舗装先行含む）　　１件　　４，０００円
イ　完工検査（舗装先行含む）　　１件１回　　４，０００円
ウ　給水装置確認　　１件　　８，０００円
エ　各種証明　　１件　　３００円
オ　給水装置工事事業者指定　　１件　１５，０００円
カ　給水装置工事事業者指定更新　　１件　１３，０００円
キ　給水装置工事事業者証再交付手数料１件　　３，０００円

※現行料金は，令和６年４月１日から実施している。

(10)　給水装置工事施行件数

口径(㎜)	13	20	25	40	50	75	100	150	200	計
R5	731	3,219	61	29	6	7	1			4,054
R6	576	3,299	53	31	11	5				3,975
R7	895	3,018	51	28	15	9	2			4,018

(11)　北千葉広域水道企業団

北千葉広域水道企業団は，１県７市の構成団体が共同して事務処理するために設けられた一部事務組合であり，水道水を各家庭に供給している構成団体に，安全で良質な水道用水を安定的に供給する役割を担っており，現在，１日最大５２５，０００㎥の水道用水の供給を目途に事業を進めている。

〔事業概要〕

項目	内容
構成団体	千葉県，松戸市，野田市，柏市，流山市，我孫子市，習志野市，八千代市
創設	認可　昭和４８年３月３１日
水源種別	利根川水系　江戸川表流水
給水開始	一部構成団体に給水　：　昭和５４年６月１日 全構成団体に給水　：　昭和５６年４月１日
計画１日最大取水量	５６４，４００㎥／日
計画１日最大給水量	５２５，０００㎥／日

2　下水道

(1) 下水道事業の沿革

昭和３５年度に事業を着手し，昭和４５年１０月に十余二処理区，昭和４８年１０月に柏処理区の供用を開始した。流域関連では，昭和５６年４月に手賀沼処理区（一部），平成３年１月に江戸川左岸処理区（一部）の供用を開始した。柏処理区は，平成１１年度に手賀沼流域下水道に接続，十余二処理区も平成２１年度に手賀沼処理区に接続し，単独処理場は廃止している。

また，柏市・沼南町の合併に伴い，平成１８年度に柏市第３号公共下水道事業と沼南町第１号公共下水道事業を統合している。

令和７年度末の処理面積は，４，８８９ｈａ，普及率９１．２％となった。一方，雨水については，全体計画面積７，３６０ｈａの整備を目指しており，平成３０年度には区域拡大の事業計画変更を行った。

現在，浸水被害の解消に向けて，雨水幹線整備を計画的に進めている。

(2) 下水道普及状況（各年度末現在。平成 24 年度から，人口に外国人を加算）

年度	処理面積	処理人口	水洗化人口	普及率
R5	4,832 ha	396,043 人	361,864 人	90.9%
R6	4,859 ha	398,321 人	364,169 人	91.0%
R7	4,889 ha	401,466 人	367,217 人	91.2%

(3) 下水道施設状況

区　分	柏市第３号 公共下水道事業	柏市第４号 公共下水道事業
処理区名	手賀沼処理区	江戸川左岸処理区
都市計画決定	令和 3 年 3 月 9 日	平成 30 年 3 月 23 日
下水道法事業計画	令和 6 年 12 月 10 日	令和 7 年 2 月 4 日
都市計画法事業認可	令和 7 年 1 月 28 日	令和 7 年 2 月 28 日
全体計画面積	7,045ha	315ha
全体計画人口	372,700 人	20,600 人
事業施工期間	昭和 47 年度～令和 8 年度	昭和 63 年度～令和 13 年度
事業計画面積	5,135ha	257ha
事業計画人口	360,000 人	19,900 人
事業計画管渠延長	汚水　94,260m 雨水　75,360m	汚水　4,000m 雨水　－
排除方式	分流式	分流式
処理場名	手賀沼終末処理場	江戸川第１・第２終末処理場
処理方法	－	－
処理能力	－	－
供用（処理）開始年月	昭和 56 年 4 月	平成 3 年 1 月
計画事業費	229,826,444 千円	13,339,396 千円

(4) 流域下水道

区　分		手賀沼流域下水道	江戸川左岸流域下水道
関　係　市 (○は供用市)		○我孫子市 ○鎌ケ谷市 ○柏市 ○松戸市 ○流山市 ○印西市 ○白井市	○市川市 ○松戸市 ○流山市 ○野田市 ○柏市 ○鎌ケ谷市 ○船橋市 ○浦安市
供用開始年度		昭和 56 年 4 月	昭和 56 年 4 月
着　手　年　度		昭和 46 年度	昭和 47 年度
全体計画（令和5年度末時点）	処理面積	12,102ha	19,624ha
	処理人口	658 千人	1,379 千人
	計画水量	330.7 千㎥/日最大	701.1 千㎥/日最大
	ポンプ場 (名称)	1カ所 (名戸ヶ谷)	3カ所 (市川･本北方･習志野)
	終末処理場の名称及び面積(位置)	手賀沼終末処理場　約 40ha (我孫子市・印西市)	江戸川第 1 終末処理場 約 30ha　(市川市) 江戸川第 2 終末処理場 約 26ha　(市川市)
処　理　方　式		標準活性汚泥法＋急速ろ過法	標準活性汚泥法＋急速ろ過法
排　除　方　式		分流式	分流式・一部合流式

(5) 下水道使用料（1カ月分・税抜）

一般汚水	基本料金	543 円
	従量料金 (1 ㎥につき)	10 ㎥までの分　46 円 10 ㎥を超え　20 ㎥までの分　114 円 20 ㎥を超え　30 ㎥までの分　136 円 30 ㎥を超え　50 ㎥までの分　183 円 50 ㎥を超え　100 ㎥までの分　233 円 100 ㎥を超え　500 ㎥までの分　292 円 500 ㎥を超える分　351 円
公衆浴場の汚水	1 ㎥につき　12.00 円	
※参考 井戸水を利用している一般家庭の場合は，汚水排除量を認定の上，賦課する。	1 人世帯（10 ㎥と認定）　1,003 円 2 人世帯（16 ㎥と認定）　1,687 円 3 人世帯（22 ㎥と認定）　2,415 円 4 人以上の世帯（28 ㎥と認定）　3,231 円	

(6) 公共下水道事業受益者負担金・分担金

区分	負担区等の名称	区域(ha)	負担金(円/㎡)	納付方法	賦課時期
受益者負担金	柏第一負担区	233	110	５年分割(1年を４期)又は一括	前年度に事業に係る工事を開始した区域
	柏第二負担区	336	464		
	柏第三負担区	622.8	479		
	柏第四負担区	3,058.2	530		
	柏第五負担区	62.84	1,050		
	沼南第一負担区	31.74	364		
	沼南第二負担区	24	484		
	沼南第三負担区	30.73	615		
	沼南第四負担区	69.66	700		
	沼南第五負担区	138.57	700		
	沼南第六負担区	12.78	700		
	沼南第七負担区	19.55	700		
	沼南第八負担区	221	530		
分担金	柏第一分担区	5.14	1,050		

(7) 排水設備計画確認申請

本市では，昭和４８年度から宅地内の排水設備工事の確認事務を行っている。

年度	手賀沼流域	江戸川左岸流域	計
R5	2,036 件	84 件	2,120 件
R6	1,892 件	88 件	1,980 件
R7	1,679 件	88 件	1,767 件

(8) 水洗便所改造資金貸付制度

くみ取り便槽は１槽につき５０万円以内，浄化槽は１基につき３０万円以内で，水洗便所への改造資金を無利息で貸し付けている。資金の償還は，くみ取り便槽については５０回以内，し尿浄化槽については３０回以内の月賦償還としている。

年度	くみ取り便槽	浄化槽	計
R5	0 件	0 件	0 件
R6	0 件	3 件	3 件
R7	0 件	5 件	5 件